

第 80 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会への追加質問及び回答
（「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく
検証結果（光サービス卸）及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する
規律の運用状況に関するヒアリング関係）

問 1 会合で質問した卸料金とユーザー料金の関係について、補足があれば
教えてほしい。

（西村真由美構成員）

（JAIPA 回答）

- トラヒック増や電力代の高騰などの状況がある中、多少程度卸料金が引き
下げられても小売料金の値下げに反映できるものではありません。しかし、あ
る程度の卸料金の引き下げが実現すれば、インターネットバックボーンなど
の設備投資によるサービス品質向上、利用者料金への還元など、利用者の利便
の向上に資する取組を検討できると考えます。

問 2 卸先事業者の中には、卸料金の値下げより奨励金の充実を求める声
があるのか。

（西村真由美構成員）

（JAIPA 回答）

- 卸料金の値下げと奨励金の充実はトレードオフの関係ではなく、それぞれ
別に議論されるべきものと考えております。卸料金については構造がロジカ
ルかつ定量的に示された上で、卸料金そのものの値下げが行われるべきと考
えております。

問3 卸料金の適正性、予見性を高めるため、卸先事業者が求める（例えば、卸料金と、営業費や接続料との中長期的な関係性に関する）情報が、制度的に開示されることにより、卸先事業者にとってあるいは市場競争においてどのようなメリットが期待されると考えるか。

（佐藤構成員）

（JAIPA回答）

- 卸料金の構成要素が制度的に開示され卸先事業者が確認できるようになれば、奨励金や支援コストの観点も含めた様々な協議の促進につながるとともに、卸先事業者としても卸検証に対して、より具体的な確認ができるようになり、結果として卸料金の公正な低減につながるものと考えます。
- しかしながら、事業者間協議と事後の自己検証を中心とした現在の枠組みでは、サービス卸の提供条件の適正性及び公平性の確保といった政策目的は達せられないと考えており、その点については改めて強調しておきたいと考えております（当協会資料80—3のP.1）。

問4 NTT東日本・西日本より、卸先事業者の意見も踏まえて卸料金が東西同一であることについて議論を深めていきたいとの発言があったが、どのように考えるか。

（佐藤構成員）

（JAIPA回答）

- 東西別料金についてはこれまでも研究会にて質疑が行われているところであり、議論を深めていくことに異論はありません。今後方針や開示される情報があれば、当協会でも会員の意見を確認していきたいと考えます。

以上